

## 川崎市病院局タクシーチケットの利用に関する要綱

平成21年10月 1日

21川病総庶第955号

(趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めるもののほか、病院局企業職員（以下「職員」という。）によるタクシーチケットの利用について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) タクシー 一般乗用旅客自動車運送事業（道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハの一般乗用旅客自動車運送事業をいう。）を経営する者（以下「タクシー事業者」という。）がその事業の用に供する自動車でハイヤー以外のものをいう。
- (2) タクシーチケット 川崎市とタクシー事業者との間において締結するタクシーの借上げ契約（病院局に係る契約に限る。）に基づきタクシー事業者が発行するタクシーの乗車券をいう。

(利用基準)

第3条 職員がタクシーチケットを利用することができる場合は、乗用車を必要とする公務において公用車の配車が得られない場合等であって、次に掲げるときとする。

- (1) 事務事業の遂行に当たり緊急を要するとき。
- (2) タクシー以外の交通機関を利用しては、円滑な公務の遂行に支障があるとき。

(3) 勤務等の事情によりタクシー以外の交通機関の利用ができない時間帯に使用する場合であって、総務部庶務課長（病院にあっては、事務局庶務課長。以下「庶務課長」という。）が特に必要と認めるとき。

(4) その他庶務課長が必要と認めるとき。

(利用区域)

第4条 職員がタクシーチケットを利用することができる区域は、原則として神奈川県内及び東京都23区内とし、経済的に利用するよう努めるものとする。

(管理)

第5条 庶務課長は、タクシーチケット受払簿（第1号様式）を備え、紛失、盗難、不正使用等の事故が発生しないよう厳重に管理しなければならない。

(利用方法)

第6条 タクシーチケットを利用しようとする職員は、タクシーチケット利用申込書（第2号様式）に必要事項を記入し、所属長の決裁を受けた上で、あらかじめ庶務課長に申し込まなければならない。

2 庶務課長は、前項の規定による申込が第3条及び第4条の規定に適合すると認める場合は、タクシーチケットに前項の職員の所属及び氏名並びに日付等の必要事項を記入の上、当該タクシーチケットを当該職員に交付するものとする。

3 前項の規定によるタクシーチケットの交付を受けた職員（以下「利用者」という。）は、タクシーの利用を終了した際に、当該タクシーのタクシメーターを確認の上、当該タクシーチケットに料金、乗車区間等の必要事項を記入し、当該タクシーの運転者に交付するものとする。

4 利用者は、タクシーの利用終了後直ちに当該利用に係る料金等を庶務課長に報告するものとする。

5 利用者は、公務の変更その他の理由によりタクシーチケットを利用する必要がなくなったときは、直ちに庶務課長に当該タクシーチケットを返還しなければならない。

(料金の支払)

第7条 庶務課長は、タクシー借上げ契約に基づきタクシー事業者から料金の請求を受けた場合は、当該請求に係る書面に添付された使用済みのタクシーチケットの内容等を精査の上、1箇月ごとに支払手続を行うものとする。

(その他)

第8条 その他この要綱の施行について必要な事項は、総務部庶務課長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。



(第2号様式)

所属課決裁

担任	係長	課長
----	----	----

No.

平成 年 月 日			
(あて先) 庶務課長 様			
タクシーチケット利用申込書			
申込理由：川崎市病院局タクシーチケットの利用に関する要綱第3条第__号に該当			
申 込 者	所属  課 担当	氏名	
利用枚数	枚	利用予定日	平成 年 月 日
同乗予定者		予定経路	
※料 金			

※欄は、利用後報告された料金を庶務課で記入

川崎市病院局タクシーチケットの利用に関する要綱【抜粋】

(利用基準)

第3条 職員がタクシーチケットを利用することができる場合は、乗用車を必要とする公務において公用車の配車が得られない場合等であって、次に掲げるときとする。

- (1) 事務事業の遂行に当たり緊急を要するとき。
- (2) タクシー以外の交通機関を利用しては、円滑な公務の遂行に支障があるとき。
- (3) 勤務等の事情によりタクシー以外の交通機関の利用ができない時間帯に使用する場合であって、総務部庶務課長（病院にあっては、事務局庶務課長。以下「庶務課長」という。）が特に必要と認めるとき。
- (4) その他庶務課長が必要と認めるとき。

(利用区域)

第4条 職員がタクシーチケットを利用することができる区域は、原則として神奈川県内及び東京都23区内とし、経済的に利用するよう努めるものとする。